B　①株式会社バスネット　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5948号　④株式会社バスネット　東京都港区東新橋二丁目５番11号メトロ沖山３Ｆ　代表取締役　松村敬也　⑤八王子営業所　東京都八王子市戸吹町1353　⑥平成18年１月17日　⑧平成22年11月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区外神田六丁目15番14号外神田ストークビル　株式会社アイコーポレーション　代表取締役　松村敬也

B　①湘南さくらトラベル有限会社　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―845号　④湘南さくらトラベル有限会社　東京都目黒区碑文谷５―22―10　代表取締役　竹村潤二　⑤本社営業所　横須賀市安浦町２―23今野ビル202　⑥平成16年７月５日　⑧平成21年７月５日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫東京都目黒区碑文谷５―22―10　湘南さくらトラベル有限会社　代表取締役　竹村潤二

B　①株式会社エース旅行サービス　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1866号　④株式会社エース旅行サービス　大阪府貝塚市堤277番地の２　代表取締役　籠谷義彦　⑤本社営業所　大阪府貝塚市堤277番地の２　⑥平成９年６月13日　⑧平成22年11月15日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府貝塚市堤277番地の２　株式会社エース旅行サービス　代表取締役　籠谷義彦

B　①トラベルフィーリック　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2364号　④有限会社フィーリック　大阪府豊中市本町一丁目13番32号　取締役　多田裕司　⑤池田店　大阪府池田市栄町１番１号阪急池田ブランマルシェ２番館209号　⑥平成18年２月７日　⑧平成22年11月24日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府豊中市本町一丁目13番32号　有限会社フィーリック　取締役　多田裕司

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年 12 月 13 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①有限会社エムジェーピー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4914号　④有限会社エムジェーピー　府中市幸町一丁目16番地の４　取締役　藤川潔　⑤本社営業所　府中市幸町一丁目16番地の４　⑥平成12年11月22日　⑦平成22年11月４日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社浅野新聞店（浅野観光サービス）　②第２種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第２―203号　④株式会社浅野新聞店　島田市本通一丁目10番の８　代表取締役　浅野蒸治　⑤本社営業所　島田市本通一丁目10番の８　⑥昭和53年４月17日　⑦平成22年11月８日　⑧220万円　⑨1100万円

B　①銚子旅行会有限会社　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２―300号　④銚子旅行会有限会社　銚子市栄町一丁目1454番地の３　代表取締役　柏谷洋子　⑤本社営業所　銚子市栄町一丁目1454番地の３　⑥昭和57年12月２日　⑦平成22年10月18日　千葉県知事登録旅行業第３―300号　⑧160万円　⑨1100万円

B　①有限会社アトム観光　②第２種旅行業　③福島県知事登録旅行業第２―203号　④有限会社アトム観光　双葉郡大熊町大字下野上字大野456番地　代表取締役　五十嵐孝雄　⑤本社営業所　双葉郡大熊町大字下野上字大野456番地　⑥平成６年10月13日　⑦平成22年８月25日　福島県知事登録旅行業第３―203号　⑧160万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①メルパルク株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2520号　④メルパルク株式会社　東京都港区浜松町一丁目10番14号住友東新橋ビル３号館７階　代表取締役　渡部秀敏　⑤Mielparque大阪　大阪市淀川区宮原四丁目２番１号　⑥平成21年９月２日　⑦平成22年11月11日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社ジャルセールス西日本　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1593号　④株式会社ジャルセールス西日本　大阪市浪速区湊町一丁目４番１号　代表取締役　山口栄一　⑤本社営業所　大阪市浪速区湊町一丁目４番１号　⑥平成７年２月28日　⑦平成22年10月19日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 22 年 12 月 13 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平22全保2839	三井リハウス名古屋株式会社	国土交通大臣(1)7607	代表取締役 渡邉公雄	愛知県名古屋市中村区名駅南１―24―30名古屋三井ビル本館１Ｆ	5500万円
平22全保2840	大森土地開発	岩手県知事(1)2384	大森茂	岩手県宮古市田鎖５―49	1000万円